

お知らせ

国民健康保険

入院するときは「限度額適用認定証」の申請手続きを

国民健康保険加入者で次に該当する方は、市の発行する認定証を医療機関の窓口にて提示することで、医療費などの軽減が受けられます。

①70歳未満の国民健康保険加入者で国民健康保険税の未納のない方

入院時の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。ただし、自己負担限度額は所得区分により異なります。

《70歳未満の自己負担限度額（月額）》

区分	高額療養費の自己負担限度額	
	3回目まで	過去1年以内に4回以上の場合
一般世帯	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
上位所得世帯 (基礎控除後の総所得金額が60万円を超える世帯もしくは住民税の未申告者がいる世帯)	150,000円＋医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

②世帯の国民健康保険加入者全員（国民健康保険に加入していない世帯主も含む）が住民税非課税の方

入院時の食事代を所得区分が一般の方と比較して減額できます。

《入院時の食事代の標準負担額》

所得区分	入院時の食事代 (1食あたり)	
一般の方	260円	
70歳未満の住民税非課税の方及び70歳以上の低所得Ⅱの方	90日までの入院 (過去12か月の入院日数)	210円
	90日を超える入院 (過去12か月の入院日数)	160円
70歳以上の低所得Ⅰの方	100円	

また、②に該当する世帯の70歳以上の方は、一般の方と比較して、入院時の医療費の自己負担限度額が低くなります。

《70歳以上の自己負担限度額（月額）》

所得区分	入院時の自己負担限度額
一般の方	44,400円
低所得Ⅱの方	24,600円
低所得Ⅰの方	15,000円

◎低所得Ⅰ：各所得が必要経費・控除（年金の所得控除額を80万円として計算を差し引いたときに0円となる世帯に属する方（70歳以上の方のみ）

◎低所得Ⅱ：低所得Ⅰ以外の世帯に属する方

なお、すでに交付されている認定証は、有効期限が平成23年7月31日までとなっております。引き続き認定を受ける場合は、再度申請が必要となります。

◆手続きに必要なもの

・保険証・印かん（認め印）
※1月2日以降に転入された方は「所得証明書（非課税証明書）」をお持ちください。

☆申請先 市民課国民健康保険係

または各出張所

☑ 市民課国民健康保険係

☎(80)1143

国民年金

予約制による年金相談のご案内

千葉年金事務所では、予約制による年金相談を実施していますので、ぜひご利用ください。

予約申込方法

相談希望日1ヶ月前から電話または年金相談窓口で受付します。受付の際には、相談者および配偶者氏名、基礎年金番号、電話番号、相談内容などについて確認させていただきます。

予約時間帯

平日 午前9時～午後4時半
休日 午前9時半～午後3時半
(原則第2土曜日)

(いずれも正午～午後1時を除く)

※予約状況により希望の日時を調整させていただきます。あらかじめご了承ください。

◆ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書、振込通知書などのほか、相談者本人であることを確認できるものを持参し、予約時間までに総合相談窓口にお申し出ください。

※代理の方がご相談される場合は、委任状が必要となります。

※ご都合により来所できない場合は、事前にご連絡をお願いします。

予約申込 ☎043(242)6324

※電話の受付時間は午前8時半～午後5時（土日祝日、12月29日～1月3日を除く）